

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
東京支店
東京都大田区平和島6-1-1
東京流通センター センタービル7階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
11人	7	¥16,932	¥11,852	30.0%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 03-3768-0634 担当: 中村裕次郎

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・771製品包装の作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 2. ②における日程は、事務所内に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
大阪支店
大阪市福島区福島7-6-7
大阪HTSビル8階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
117人	29件	14,649 円	10,261 円	30.0%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険(労災保険・雇用保険) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費その他

営業利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 06-6457-0102(担当:永田)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
業務の基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
PC基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
管理業務研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間終期 令和6年3月31日)

・ 協定労働者の範囲

(754倉庫内作業・684フォークリフト運転作業員・257総合事務員・781選別作業員
782軽作業員・753陸上荷役・運搬作業員・629その他製品検査・756荷役作業員
761ビル建物清掃員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

・ 苦情の申出先: 06-6457-0102(永田)

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

事業所 羽田タートルサービス株式会社
名古屋 支店
住所 愛知県名古屋市中区正木
4丁目6番6
第13フクマルビル2階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
47人	19	13835円	9800円	29.2%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 052-683-8631(担当: 上田昌弘)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・771製品包装の作業員・781選別作業員
684フォークリフト運転作業員・257総合事務員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。
- ・ 苦情の申出先: 052-683-8631(上田)

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項/施行規則第18条の2)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日
【派遣実績無】

羽田タートルサービス株式会社
江東営業所
江東区富岡1-10-10
石崎ビル3階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
0人	0	-	-	0.0%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 03-6240-3013(担当:五十嵐廣人)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
・ 労使協定を締結していない。

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項/施行規則第18条の2)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
湘南厚木支店
神奈川県厚木市旭町1-22-20
ハラダ旭町ビル8階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
16人	5	14,464円	9,821円	32.1%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集費その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 046-227-3741(担当:大弓 訓之)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。
- ・ 苦情の申出先: 046-227-3741(大弓)

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
立川 営業所

東京都立川市柴崎町2-1-10
高島ビル5階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
10人	8ヶ所	16,186円	10,808円	33.2%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 042-521-5591 (担当:加藤 克巳)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲

(584自動車組立工・684フォークリフト作業員・771製品包装作業員・781選別作業員・782軽作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
横浜支店
神奈川県横浜市西区高島2-14-12
ヨコハマジャスト2号館7A

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
5人	1	19,511円	13,944円	28.5%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

- 各保険料 :労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)
福利厚生費 :派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等
教育研修費 :安全衛生教育・キャリアアップ教育等
派遣元経費 :運営費・募集費 その他
営業利益 :労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 045 - 440 - 4455 (担当:佐藤 浩茂)
② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
業務の基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
PC基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
管理業務研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(684フォークリフト運転作業員・782 軽作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 定期教育日程及び内容は、事務所内掲示板に掲示する。
- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内等は、上記同様とする。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
仙台支店
宮城県仙台市宮城野区榴岡2-1-15
大内ビル7階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
62人	11	13,855円	9,464円	31.7%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 022-293-7975(担当:小野)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(257総合事務員・574電子応用機械器具組立工
- ・ 684フォークリフト運転作業員・753陸上荷役、運搬作業員・754倉庫作業員
- ・ 756荷造作業員・771製品包装の作業員・781選別作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。
- ・ 苦情の申出先: 022-293-7975(加藤)

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
福島営業所
福島県伊達市保原町9-2
サンライズビル2階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
3人	2	13,600円	9,100円	33.1%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 024-576-3103(担当: 太田)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(574電子応用機械器具組立工・493金属工作設備制御・監視員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。
- ・ 苦情の申出先: 024-576-3103(太田)

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
千葉支店
千葉県船橋市印内町595-1
NST第2ビル5階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
2人	1	15760円	9980円	36.7%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 047-420-1911 (担当: 境井 潔)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・771製品包装の作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 苦情の申出先: 047-420-1911(塚本)

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)

(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。

対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
埼玉支店
埼玉県越谷市南越谷1-16-1
布武プラザ越谷ビル5階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
60人	7	¥14.384-	¥9.945-	30.9%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 048-990-3624 (担当: 齋藤 孝徳)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)

・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・771製品包装の作業員・684フォークリフト運転作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
町田営業所
東京都町田市原町田1-2-6
第2ひろせビル2階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
31人	8	14,195円	9,860円	30.5%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 042-739-7335 (担当: ^{カハシ}高橋 ^{ヒロキ}泰基)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(632電気機械器具検査工・684フォークリフト運転作業員・754倉庫作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
成田空港事業所
千葉県成田市古込字古込1番地
成田国際空港第2旅客ターミナルビル本館M5007

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
14人	4	18171円	12067円	33.6%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 0 476-34 -6057 (担当: 高橋 吾郎)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(259その他の一般事務の作業・754倉庫作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項/施行規則第18条の2)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。

対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

【派遣実績無】

羽田タートルサービス株式会社
羽田空港 事業所
大田区羽田羽田空港3-3-2
東京国際空港第1旅客ターミナルビル
1RS10121

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
0人	0	-	-	0.0%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 03-6459-9431(担当:高村亮)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
・ 労使協定を締結していない。

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
福岡支店
福岡県福岡市中央区天神3-12-15
オガタビル2階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
174人	23	14645円	10656円	27.2%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 092-716-8565 (担当: 諸富邦久)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・771製品包装の作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項/施行規則第18条の2)

(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。

対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
橋本営業所
神奈川県相模原市緑区橋本3-18-5
エイケイビル202

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
36人	6	14,914円	10,188円	31.7%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 042-703-5081(担当:清水陽市)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)

・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・782軽作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

・ 健康診断、ストレスチェックなどの案内は事務所掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
柏営業所
千葉県柏市旭町1-2-8
ネモト第三ビル7階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
1人	1	16000円	11200円	30.0%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 04-7170-0271 (担当: 出崎 高義)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(684フォークリフト運転作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 月ごとの教育日程は、事務所内掲示板に掲示する。

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
埼玉営業所
埼玉県所沢市日吉町15番地9号
第5本橋ビル3階

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
25人	7	15,127円	10,843円	28.3%

賃金には、給料・手当等を含みます。

マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 04-2936-7183 (担当: 小池一郎)

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和6年3月31日)
- ・ 協定労働者の範囲(754倉庫作業員・771製品包装の作業員)

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・ 2. ②における日程は、事務所内に掲示する。